

2. 本計画の位置づけ・基本方向

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、「食育基本法（平成十七年六月十七日号外法律第六十三号）」第18条に基づく「市町村食育推進計画」並びに、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年十二月三日号外法律第六十七号）」第41条に基づく「促進計画」として位置づけられます。

参考：食育基本法（抜粋）

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

参考：地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（抜粋、通称：六次産業化法）

(地方公共団体の責務)

第三十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県及び市町村の促進計画)

第四十一条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（次項及び次条第二項において「促進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 本計画の基本方向

地産地消・食育の推進に向けた基本方向は次のとおりとします。

- すべての世代が食と健康の大切さを自覚するとともに健全な食生活を維持し、健康な体と豊かな人格を育むことを目指します。
- 増毛町の豊かな地域資源を十分に活かすとともに、バラエティーに富んだ農林水産物や自然などを有する留萌管内の他地域と有機的に結びつくことで、地産地消を基本とした、広がりとお行きのある食育活動を推進します。
- 地域の特性を勘案しながら、北海道の食育計画「どさんこ食育推進プラン」等を踏まえて、留萌振興局等関係機関と連携し、食育の推進を図ります。

増毛町地産地消・食育推進計画 イメージ図

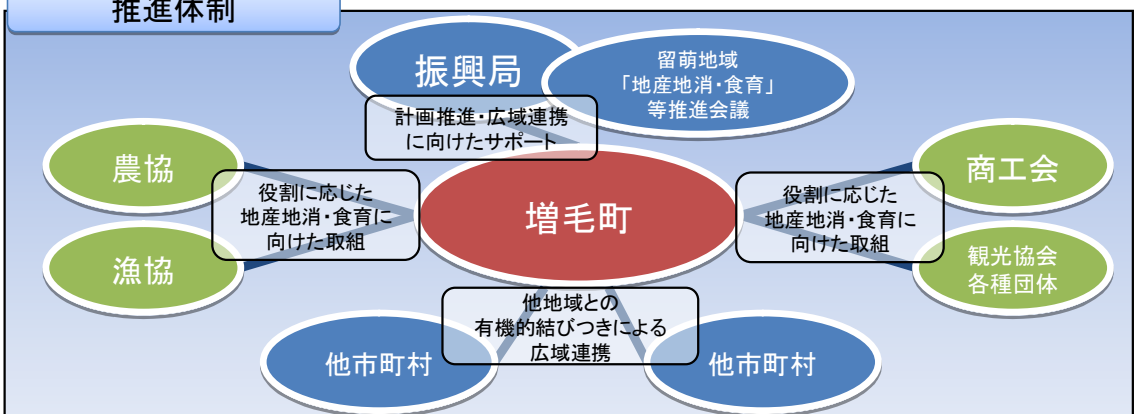
計画の位置づけ

	食育	地産地消
国	食育基本法	六次産業化法
北海道	どさんこ食育推進プラン	食の安全・安心基本計画
増毛町	食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画 及び 六次産業化法第41条に基づく促進計画 として策定	

ねらい



推進体制



食と健康の大切さを自覚し、健全な食生活を維持
地域の特性を活かした地産地消・食育の推進
北海道全体の食育推進に寄与